

申請に基づく処分に係る審査基準及び標準処理期間（法令）

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 49 条	土地区画整理組合の決算報告書の承認	市街地整備課

- 1 審査基準は、土地区画整理法第 49 条及び土地区画整理法施行規則第 18 条に基づくものとする。
- 2 標準処理期間は、15 日とする。